

STEP 2 申告に向け必要な書類等をそろえる～準備チェックリスト～

町・県民税の申告受付と 所得税の申告相談日

■相談会場 役場3階305・306会議室
■受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

日程	対象地区
2月 16日(金)	石坂・鳩山団地
19日(月)	松ヶ丘一・二丁目
20日(火)	松ヶ丘三・四丁目
21日(水)	楓ヶ丘一・二丁目
22日(木)	楓ヶ丘三・四丁目
26日(月)	鳩ヶ丘一・二丁目
27日(火)	鳩ヶ丘三～五丁目
28日(水)	大橋・奥田
29日(木)	須江・竹本
3月 1日(金)	泉井・高野倉
4日(月)	熊井
5日(火)	小用
6日(水)	大豆戸
7日(木)	赤沼
8日(金)	今宿
11日(月)～15日(金)	上記で都合のつかない方

☑ 申告に必要なもの

- ☐ 「マイナンバーカード」または「通知カード」及び「自動車運転免許証」等の本人確認書類の原本
 - ☐ 税務署から届いた「確定申告のお知らせ」はがきや、「利用者識別番号の通知」等 関係書類
 - ☐ 「預金通帳」等、所得税の還付金の振込先口座が分かるもの
※申告書への押印は不要です。
- 【収入に関する書類】
- ☐ 源泉徴収票や支払調書(コピー不可)、その他所得の分かる書類
※申告には、源泉徴収票をすべてお持ちいただく必要があります。
 - ☐ 事業(農業・営業など)所得や不動産所得がある方は、収入と必要経費を記入した収支内訳書及び帳簿
※事業とは、営利性のあるものを指し、経費のみの申告はできません。
- 【控除に関する書類】
- ☐ 被扶養者の所得が分かる書類(写し可)
※配偶者(特別)控除・扶養控除を受ける方
 - ☐ 社会保険料控除や障害者控除、生命保険料控除、地震保険料控除などの控除関係の書類
※医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」や、「医療費のお知らせ」、その他医師等の証明書がある場合はその証明書
※申告相談時間短縮のため、支払った医療費や事業等の収入・経費の額は、計算・記入等整理したうえでご来場ください。

給付金等の取扱いについて

国や地方公共団体から支給された給付金や助成金、協力金については、法令上その対象者や目的によって申告対象となるものとならないものがあります。詳しくは、国税庁ホームページ「国税における新型コロナウイルス感染症防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」内の【個人に対して国や地方公共団体からの助成金が支給された場合の取扱い】をご覧ください。

■申告が必要となる給付金等の例

- ・農産物生産者等支援金 ・運送事業者燃料価格高騰支援金 など
- ※事業者の収入が減少したことに対する補償や必要経費に対する補てんを目的に支給された給付金等は申告対象となります。

■給付金等支給の根拠となる法律により申告不要となるもの

- ・住民税非課税世帯等給付金 ・子育て世帯に対する生活支援特別給付金 など

社会保険料控除等の申告をお忘れなく



令和5年中に支払った「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険料」「国民年金保険料」は、社会保険料控除の対象となります。

介護保険のサービス利用(施設・居宅)がある場合、医療費控除の対象となります。 (領収書に「対象」と記載されています。)

また、要介護認定を受けた方は、申請により障害

者控除、特別障害者控除を受けられる場合があります。

- 問合せ 【介護保険料】長寿福祉課 ☎ 296-1210
- 【後期高齢者医療保険料】町民健康課 ☎ 296-5891
- 【国民健康保険料】税務会計課 ☎ 296-5892
- 【国民年金保険料】ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎ 0570-058-555
- (IP 電話からは ☎ 03-6700-1144)

税務署における確定申告につきましては、10ページをご覧ください。

令和5年分 税の申告などのお知らせ 税の申告準備はお早めに

今年も、町・県民税、所得税などの申告が始まります。ご自身が申告をする必要があるのかどうかや、申告をスムーズに行うための注意点などをご案内します。なお、申告期限は3月15日(金)です。

問合せ 【町・県民税に関すること】役場税務会計課 ☎ 296-5892 【所得税に関すること】東松山税務署 ☎ 0493-22-0990

STEP 1 申告対象を知る～申告チェックリスト～

※所得税の還付を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。

※【申告不要】の場合でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者がいる世帯は全員(令和5年12月31日時点で、16歳未満で収入のない方を除く。)町・県民税申告をしてください。収入がない場合でも「収入なし」と申告してください。

※令和5年分・令和5年中とは、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間に係るものを意味します。

申告不要	← 鳩山町在住の親族の税法上の扶養になっている	← 要件は？	収入なしまたは非課税収入のみ(遺族年金、障害年金、失業給付金など)	← 左記から選択 はい	スタート ↓ 令和6年1月1日に鳩山町にお住まいですか？ いいえ ↓ 当時お住まいの市区町村で申告してください
町・県民税申告	← 親族の税法上の扶養になっていない ← 鳩山町以外に住む親族の税法上の扶養になっている	← 要件は？	主に 公的年金 収入		
申告不要	← 公的年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)以下の方、または公的年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)超であり所得控除を受けない方	← 要件は？	主に 給与 収入	← 要件は？	
町・県民税申告	← 公的年金収入のみで148万円(65歳未満は98万円)超、400万円以下で、所得控除を受ける方 ← 公的年金収入が400万円以下で、他の所得(20万円以下)がある	← 要件は？			
確定申告	← 公的年金収入のみで400万円を超える ← 公的年金収入以外の所得が20万円を超える(年金収入金額に関係なく)	← 要件は？			
申告不要	← 年末調整が済んでいる(1か所からの給与のみ)、かつ給与支払報告書が勤務先から鳩山町へ提出されている	← 要件は？			
町・県民税申告	← 年末調整が済んでいる(1か所からの給与のみ)が、給与支払報告書が勤務先から鳩山町へ提出されていない ← 給与収入以外の所得が20万円以下である	← 要件は？			
確定申告	次のいずれかに該当する方 ← 年末調整の内容に変更がある ・医療費控除を受ける ← 2か所以上から給与の支払いを受けた ・年末調整が済んでいない ・給与収入が2,000万円を超える ← 給与収入以外の所得が20万円を超える(給与収入金額に関係なく)	← 要件は？			
町・県民税申告	← 所得金額より控除が多い場合	← 要件は？	事業所得(農業など)、不動産所得、雑所得、一時所得、利子所得、配当所得、総合譲渡所得		
確定申告	← 所得金額より控除が少ない場合	← 要件は？			
税務署で確定申告	← 譲渡所得(土地・建物) ← 先物取引の雑所得 ← 株式等の譲渡所得 ← 上場株式などの配当所得 ← 山林所得、消費税の申告 ・新規に住宅借入金特別控除を受ける など ※いずれも確定申告が不要な場合は、町の会場で可	← 要件は？	町や県などへの土地の譲渡を除き、町の会場ではお受けできません。		



特定配当等・特定株式等譲渡所得金額の町・県民税の課税方式の統一について

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとなりました。これにより、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなります。

所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、これらの所得は住

民税でも所得に算入されます。それにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定や各種行政サービスに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

税レポ

鳩山中学校生徒が各賞を受賞

「税に関する作文」表彰



毎年、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が租税教育の一環として、中学生の「税についての作文」を共同で募集しています。

今年度は【写真左から】、豊田 藍美さん(3年、鳩山町長賞)、西村 望愛さん(3年、東松山地区納税貯蓄組合連合会長賞)、矢島 来夢さん(3年、埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞)、後藤 望々花さん(3年、埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞)、横田 琉正さん(3年、埼玉県東松山県税事務所長賞)の

作文が各賞に選ばれ、11月20日(月)東松山市民文化センター及び11月29日(水)鳩山町役場305・306会議室で、表彰式が行われました。

受賞にあたり、豊田さんは「今回の経験で税について考える良い機会となりました。これからの生活にも活かしていきたいです」、西村さんは「税の作文を考えて、税について深く考えることができよかったです」、矢島さんは「鳩山町の政策について調べて、この政策が他の自治体にも広がっていけば、より暮らしやすい社会になるのではないかと思います」、後藤さんは「税の作文を書いて、税について深く知れたのでよかったです。将来私たちが税金を納める立場となるので、その自覚をもって生活していきたいと思えます」、横田さんは「今回作文を書くにあたって、今まで知らなかった税について詳しく知ることができていい経験になりました」と、それぞれ感想を話していました。

「税の標語」表彰



毎年、東松山間税会が税についての啓発などの一環として募集している「税の標語」の表彰式が、11月29日(水)鳩山町役場305・306会議室で行われ、鳩山中学校の生徒4人が表彰されました。

【写真左から】後藤 望々花さん(3年、全国間税会総連

合会入選)、石川 蒼葉さん(3年、東松山間税会青年部長賞)、小林 優月さん(3年、関東信越税理士会東松山支部長賞)、芝野 未海さん(3年、東松山間税会会長賞)

受賞にあたり、後藤さんは「こころよく 税金おさめる ひとになる」と即興で標語を作り、感想を話してくれました。石川さんは「私も納税をしていく人間としてこれから成長していきたいと思いました」、小林さんは「今回作った標語のように、将来納税するようになったら、この町をよりよく豊かに変えていきたいです」、芝野さんは「標語を考えるにあたって、言葉の組み合わせを考えるのが難しかったです、このような標語を作ることができてよかったです」とそれぞれ感想を話していました。

東松山税務署からのお知らせ

確定申告は ご自宅からスマートフォン・パソコンで利用できる e-Tax・スマホ申告が便利です



確定申告会場に向かず、国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」を用いて、ご自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。

■問合せ

【確定申告などに関する問合せ】

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用くだ

さい。

【e-Tax・作成コーナーの操作等に関する問合せ】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ 0570-01-5901

(土日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)



▲確定申告書等作成コーナー

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

■期間、申告会場(土・日・祝日除く)

期間	申告会場
2月16日(金)～ 3月15日(金)	東松山市民文化センター (東松山市六軒町5-2)

■時間 午前9時～午後4時

- ・贈与税については、2月1日(木)～15日(木)までの期間は、東松山税務署庁舎で申告相談を受け付けます。
- ・東松山市民文化センターでの記載済申告書の提出はできません。記載済申告書に収受印が必要な方は、東松山税務署にお越しください(検算等は行っていません)。
- ・確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入

場整理券が必要です。

・入場整理券の配付状況によっては午後4時前に相談受付を終了する場合があります。

- ・スマートフォンをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマートフォンを利用して申告書を作成していただけます。
- ・マイナンバーカードを利用して申告する場合は、パスワード(①数字4桁及び②英数字6～16桁)が分かるようにしてお越しください。
- ・必要書類が不足する場合には、確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認の上、お越しください。

■問合せ 東松山税務署 ☎ 0493-22-0990



▲国税庁LINE公式アカウント

2月1日(木)～15日(木) 税理士による無料税務電話相談を実施します

年収600万円以下の方を対象に、確定申告に関する電話相談を無料で行います。ご希望の方は、税理士会事務局へ事前に電話連絡の上、紹介した税理士へご連絡ください。

なお、年収600万円を超える場合や複雑な手続きを要する場合などは、料金が発生することもありますので、事前連絡の際に担当税理士にご確認ください。

対象 ①年金受給者 ②給与所得者で医療費控除を受けたい方 ③年中途で就職・退職された方、年末調整が済んでいない方

申込 1月15日(月)から2月9日(金)の期間に関東信越税理士会東松山支部事務局へお申し込みください。(月～金曜日 午前9時～午後2時)

申込先・問合せ 関東信越税理士会東松山支部事務局 ☎ 0493-25-2670



公的年金等の源泉徴収票を郵送します

令和5年中に厚生年金や国民年金等から年金を受け取られた方に、令和5年分として支払われた年金額や、源泉徴収された所得税額等をお知らせする「公的年金等の源泉徴収票」が、日本年金機構から送付されます。

日本年金機構からの発送の時期は1月中旬～下旬を予定しています。

所得税の確定申告をされる方は、申告の際に添付書類等として必要になりますので、大切に保管してください。

万が一紛失してしまった場合の再発行手続きや源泉徴収票に関するご質問は、川越年金事務所(☎ 242-2657)か「ねんきんダイヤル」(☎ 0570-05-1165)までお問合せください。